

## 届出を要しない行為について(安曇野市景観条例第 13 条抜粋)

(届出を要しない行為)

第 13 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の建築等
- (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更
- (4) 屋外における再生資源の堆積で、次に掲げるもの
  - ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの
  - イ 堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの
- (5) 法第 16 条第 1 項の規定により届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの
- (6) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)の規定に基づき許可を受けて行う行為
- (7) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 43 条の 2 第 1 項、第 64 条第 1 項又は第 127 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
- (8) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 4 条第 1 項又は同法第 14 条第 1 項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施工として行う行為
- (9) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 9 条第 3 項又は同法第 10 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為、同法第 13 条第 3 項又は同法第 14 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為及び同法第 26 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
- (10) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)の規定に基づき河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為
- (11) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 58 条の 2 第 1 項の規定により届け出て行う行為
- (12) 長野県自然環境保全条例(昭和 46 年長野県条例第 35 号)第 17 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
- (13) 長野県文化財保護条例(昭和 50 年長野県条例第 44 号)第 13 条第 1 項(第 34 条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 14 条第 1 項(第 29 条及び第 34 条において準用する場合を含む。)又は第 27 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
- (14) 安曇野市文化財保護条例(平成 17 年安曇野市条例第 238 号)第 6 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による許可を受けて行う行為